

令和 5 年 6 月 3 0 日

報道関係者 各位

島原市長 古川 隆三郎

島原市職員の懲戒処分等の実施について

令和 5 年 6 月 3 0 日付で地方公務員法第 2 9 条の規定による懲戒処分等を下記のとおり行いましたので、お知らせします。

記

1 農林水産部職員による公務中の物損事故及び自動車運転免許を失効した状態で公用車等を運転した件

(1) 事案の概要

令和 5 年 5 月 8 日午前 8 時 4 5 分頃、有明庁舎の駐車場敷地内で公用車を移動していたところ、有明庁舎と庁舎に隣接する旧農協事務所との間にある渡り廊下に、公用車の高さを確認せずに通行したことで、車両天井部前方を接触させる事故を起こした。その後、職場での交通事故報告書を作成するため、運転免許証を確認した際に、免許証の有効期限が令和 4 年 1 0 月 9 日までとなっており、失効していたことが発覚した。本人は、今回確認を行うまで免許証が失効していることに気付いておらず、当該事故までの間、免許が失効した状態で、公用車を計 9 0 回及び私生活においても自家用車を運転したものの。

なお、失効に気付いた後は運転しておらず、警察に申し出て、免許証の再取得の手続きを行っている。

(2) 被処分者及び処分内容

次の者に対し「減給 1 0 分の 1 を 2 か月間」

農林水産部耕地水産課 技師 2 5 歳（男）

(3) 処分年月日

令和 5 年 6 月 3 0 日

(4) 関係職員に対する処分

1 人に対して文書による「訓告」、2 人に対して文書による「嚴重注意」を行った。

2 市長コメント

交通ルールの遵守と交通事故防止については、絶えず注意を喚起してきたところであるにもかかわらず、法令を遵守すべき本市職員がこのような不祥事を起こしたことに対し、市民の皆様にも多大なるご迷惑をおかけし、公務への信頼を大きく損ないましたことを心からお詫び申し上げます。

関係職員に対しては、厳正な処分をもって対応させていただきました。

今後、再びこのような事が発生しないよう、全職員に対しまして、交通ルールの遵守と交通事故防止の徹底を講じるよう指導してまいります。

担当：島原市 秘書人事課 人事班 担当 北島

電話：0957-63-1111（内線 126）

E-mail：jinji@city.shimabara.lg.jp